

概要版

とも まな
共に学び
とも い
共に生きる
こ がね い し
小金井市をめざして

～障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例～



誰もが安心して暮らすことのできるまち。
子どもからおとな、高齢者、障害のある人、ない人…。
その人が望む場所でその人らしく生きることのできる社会。
この条例では、障害による差別をなくし、誰もが共に生きる
社会を目指します。

こんにちは！ なまえは“ともっち”だよ
ともに生きるためにはどうすればいいのかなあ…



「障害」って？

これまで障害のある人が日常生活や社会生活において、様々な制限や不利益を受ける原因は、個人の心身の機能障害にあると考えられてきました。

けれども「障害」は、社会との関係性で生じるもので、地域社会を構成する全ての人に関わることです。

機能的な障害も、生まれつきのものだけでなく、病気、事故、加齢などによって誰にでも起こりうるのです。

～社会の中にあるバリア（障壁）～

例えば、聴覚障害のあるAさんが乗っていた電車が突然停まり、事故があったと伝えるアナウンスがありました。Aさんは、状況が理解できず困っています。なぜでしょうか？

それは、「Aさんの耳が聞こえないから」ではなく、「Aさんにも分かる形で情報が提供されていない」ということがバリアになっているのです。



な 取扱い

合理的配慮と不当な差別的取り扱い事例

※合理的配慮とは、配慮をする側と配慮を必要とする側がコミュニケーションし、調整をはかり、合意点を探ることを基本としています。

行政窓口など

✕ 不当な差別的取り扱い



障害があることを理由に、窓口での対応を拒否したり後回しにする。

○ 合理的配慮



障害による様々な理由により、順番を待つことが難しい人には、他の人の了解を得て、優先する。

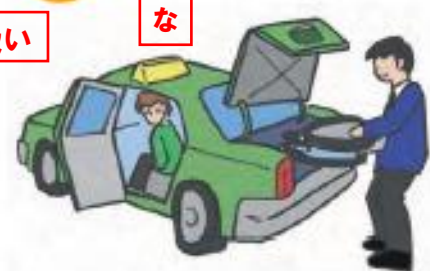
交通（鉄道・バス・タクシー）など

✕ 不当な差別的取り扱い



車いす利用者であることを理由に乗車を断る。

○ 合理的配慮



タクシーへの乗降を補助し、車いすなどの大きな荷物をトランクへ収納する。

「障害」を理由に、「不当な差別的取り扱い」をすること、「合理的な配慮」をしないことは差別になります。



小売店・飲食店など

✕ 不当な差別的取り扱い



盲導犬や聴導犬が一緒だと入店を拒否する。

取扱い



合理的配慮



障害のある人が困っていると思われる時は、まず声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する。

な

合理的な配慮の提供

障害のある人から、手助けや必要な配慮について意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、それぞれの障害に応じて合理的な対応をする必要があります。

不当な差別的取り扱い

「障害」を理由に、取り扱いに差をつけること、サービスの提供を拒否する、場所や時間帯などを制限する、障害のない人にはつけない条件をつけることなどです。他よりも不当に取り扱うことをいいます。

取扱い

不動産仲介など

✕ 不当な差別的取り扱い



障害者向けの物件はないと言って対応しない。

取扱い



合理的配慮



障害のある人の求めに応じて、バリアフリー等の条件にあう物件を確認する。

な

★障害のある人と接するための対話の手段

筆談、手話、点字、読み上げ、絵カード、文字カードなど、分かりやすい表現に置き換えるなど、その人の障害にあった方法で対話をする必要があります。対話を通じ、相互理解に努めましょう。

商業施設など

✕ 不当な差別的取り扱い



障害があることを理由に利用を拒否する。

取扱い



合理的配慮



意思を伝え合うために、筆談や手話、読み上げ、タブレット端末などを用いる。

な

な

	役所	会社・お店 病院など
不当な差別的 取り扱い	✕ しては いけない	✕ しては いけない
合理的 配慮	○ しなければ ならない	△ するよう に努力

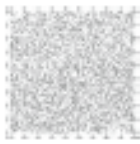
会社・お店
病院など

✕
しては
いけない

△
するよう
に努力



○
しなければ
ならない



◆ 差別された…
◆ あれって差別じゃないの？
◆ 苦情をいわれた…

や会社・お店など

取扱い

たとえば…
「障害がある」という理由だけで、スポーツクラブに入会できない・させない、お店に、はいれない・いれない等、障害のない人と違う扱いは「不当な差別的取扱い」と考えられます。

障害のことで差別を受けたら…
不当な差別的取扱いをすることは、役所も会社・お店なども禁止されます。役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。しかし、会社・お店などは、障害のある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。

取扱い

困ったときは

な

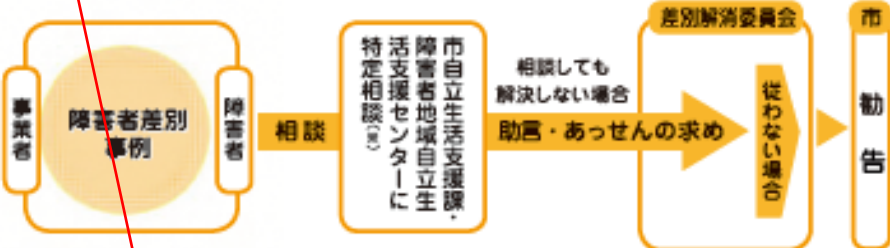
一般の市民

配慮する人もされる人も、困ったときには下記の相談窓口にご相談ください。

機関名	住所	電話	FAX	MAIL
自立生活支援課	前原町 3-41-15	042-387-9841 042-387-9842	042-384-2524	s050299@koganei-shi.jp
障害者地域自立生活支援センター	緑町 4-17-10	042-381-8811	042-383-8488	shien@koganei-fukushi.com

第13条 P. 27~28

差別解消の相談の流れ



※特定相談
障害者及びその関係者は、市に対して障害者本人に係る差別に関する相談をすることができます。
(条例第12条 P.26参照)

~~本編（パンフレット）は小金井市ホームページをご覧ください。~~

- 参考
- 内閣府：障害者差別解消法リーフレット「障害者差別解消法ができました」
 - 東京都福祉保健局：障害者差別解消法パンフレット「ともに生きるTOKYO障害者差別解消法Q&A」ほか

発行
小金井市地域自立支援協議会
小金井市福祉保健部 自立生活支援課
2018年3月

障害者のための
国際シンボルマーク



障害のある人が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知ってもらうためのマークです。

【自動車運転免許】

身体障害者標識
(身体障害者マーク)



聴覚障害者標識
(聴覚障害者マーク)



やむを得ない場合を除き、これらのマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うと道路交通法違反となります。

詳細は本編（パンフレット）をご覧ください。

2023年3月改定

